

秋田県依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関選定要綱

（趣旨）

第1条 本県における依存症に関する医療提供体制を整備するため、「依存症対策総合支援事業の実施について」（平成29年6月13日付け障発0613第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙「依存症対策総合支援事業実施要綱」及び「依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備について」（平成29年6月13日付け障発0613第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知、以下「国要綱等」）に基づき、依存症専門医療機関（以下「専門医療機関」という。）及び依存症治療拠点機関（以下「治療拠点機関」という。）の選定について、必要な事項を定める。

（実施主体）

第2条 専門医療機関の選定は、秋田県知事（以下「県」という。）が行い、秋田県内に所在地を有する保険医療機関のうちから選定する。

2 治療拠点機関は、前項により選定された専門医療機関の中から県が選定する。

（申請手続き）

第3条 専門医療機関及び治療拠点機関に選定されることを希望する保険医療機関は、県に対し、申請書（様式1）及び添付書類（以下「申請書類」という。）を提出しなければならない。

2 前項の申請書類の受付は、健康福祉部障害福祉課において行う。

（選定の要件）

第4条 専門医療機関及び治療拠点機関の要件は、国要綱等の別紙「依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関選定基準」のとおりとする。

2 国が専門医療機関及び治療拠点機関の選定基準を改正した場合は、県は、既に選定された専門医療機関及び治療拠点機関に対し、速やかに周知するとともに、改正後の選定基準を満たしているかどうかを審査しなければならない。

3 前項の結果、改正後の選定基準を満たさない保険医療機関は、第9条に定める選定の解除の手続きを行わなければならない。

（審査）

第5条 県は、選定に係る申請書類の提出を受け、審査の結果、前条第1項の要件を満たしている場合は、速やかに当該保険医療機関を専門医療機関又は治療拠点機関として選定する。

2 県は、申請書類に不備や不足等があった場合に、申請した保険医療機関に対して補正を求めることができる。

3 県は、第1項の審査において、必要がある場合は追加の添付書類の提出を求めることができる。

(選定の通知)

第6条 県は、保険医療機関を専門医療機関又は治療拠点機関に選定した場合、速やかに選定通知書(様式2)により選定したことを通知する。

(公表)

第7条 県は、選定した専門医療機関及び治療拠点機関について、県のホームページ上に掲載することによって公表する。

(選定要件の確認)

第8条 県は、選定した専門医療機関及び治療拠点機関が第4条の選定の要件を満たしているかについて、適時、確認を行うこととする。

(選定の解除)

第9条 第4条第1項の選定の要件を満たさなくなった専門医療機関及び治療拠点機関は、県に対して速やかに辞退届(様式3)を提出しなければならない。

2 県は、前項の辞退届を受理したときは、辞退届の内容を審査のうえ、速やかに解除通知書(様式4)を交付する。

3 第1項の規定にかかわらず、辞退届の提出がない専門医療機関及び治療拠点機関に関し、前条に基づく確認により、第4条第1項の選定の要件を満たしていないことが判明した場合は、県は、職権によって選定の解除を行うことができるものとする。なお、この場合、職権で選定の解除を行った旨を解除通知書(様式4)に記載のうえ当該専門医療機関及び治療拠点機関に通知するものとする。

(定期の報告等)

第10条 専門医療機関及び治療拠点機関は、診療実績等について、様式5及び様式6により、指定された期日までに県に報告するものとする。

2 専門医療機関は、前項とは別に、国または依存症対策全国拠点機関並びに県または県指定の依存症治療拠点機関等から求めがあった場合には、必要事項を報告しなければならない。

3 治療拠点機関は、国または県等の求めに応じ、専門医療機関の連携拠点機関として活動実績を取りまとめ、全国拠点機関に報告しなければならない。

4 前項の報告に当たっては、県と連携を図るものとする。

(附則)

本要綱は、令和2年4月1日から適用する。